

第8 予防行政の現況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

第8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11月 9日～15日）及び春季全国火災予防運動（3月 1日～7日）

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」（令和 5 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

(2) 車両火災予防運動（3月 1日～7日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(3) 全国山火事予防運動（3月 1日～7日）

林野火災が例年晚秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(4) 文化財防火デー（1月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなつた。

(5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉学させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」(会長 消防庁長官)が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

愛知県では、令和 5 年 6 月 3 日現在で、841 のクラブ、156,817 名のクラブ員が活躍しており、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会では、県消防学校一日入校の開催、防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。(第 6-8 表「令和 4 年度消防表彰受賞者(その 6)」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」)

(2) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に関する取組において積極的に活動を行っている。

県内には、令和 5 年 4 月 1 日現在 5,266 名のクラブ員を擁した 217 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

(第 6-8 表「令和 4 年度消防表彰受賞者(その 5)」及び第 8-2 表「女性防火クラブの状況」)

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るために、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることはできない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が10人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が30人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が50人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和61年12月9日に消防法施行令が改正され、昭和62年4月1日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の2種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で300m²以上又は非特定防火対象物で500m²以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成18年4月1日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数300人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に5年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和55年11月20日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者45名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和61年2月11日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和5年3月31日現在の防火管理実施状況は、第8-3表「防火管理実施状況（その1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は84.7%、また、消防計画作成届出率は79.9%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 5 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 5 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

令和 5 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1) 項～(19) 項に掲げるものの(17) 項及び(18) 項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

の他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積30,213m²、焼損棟数147棟、けが人17名）が発生したことをうけ、これまでには、飲食店等においては、延べ面積150m²以上のものに、消火器具の設置が義務付けられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年10月1日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第8-7表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進し

なければならない。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和 5 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で 61.4% となっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

(5) 防炎規制

防炎物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防炎防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防炎防火物品については、所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）と定められている。

令和 5 年 3 月 31 日現在での県内の防炎防火対象物における防炎物品の使用状況は、第 8-9 表「防炎物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

令和 4 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第 5 条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第 5 条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第 17 条の 4 の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成 14 年 4 月 26 日の消防法改正により、消防法令違反等のは正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条第 2 項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 違反対象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反対象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反対象物を公示する制度が「違反対象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成 26 年 10 月 1 日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

(8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和 4 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものというが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関する必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第1類～第5類）、乙種消防設備士試験（第1類～第7類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和60年度から知事が委任した（一財）消防試験研究センターが実施しており、令和4年度は試験を3回実施したが、受験者数等は第8-12表「令和4年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和41年度から令和4年度までの実施状況は、第8-13表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実に行い、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごととされている。また、昭和57年度から（一財）愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成9年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和4年度までに実施した講習の受講者は第8-14表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

令和5年6月3日現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		クラブ数	クラブ員数		クラブ数	クラブ員数
愛知県計	841	156,817	知多中部広域事務組合	28	4,648	西春日井広域事務組合	-	-
名古屋市	78	1,048	半田市	13	2,117	清須市	-	-
豊橋市	75	17,443	阿久比町	4	746	北名古屋市	-	-
岡崎市	69	19,142	武豊町	4	835	豊山町	1	18
一宮市	42	6,674	東浦町	7	950	蟹江町	-	-
瀬戸市	25	6,560	尾消防組合	54	15,480	設楽町	-	-
春日井市	52	1,352	日進市	13	4,926	東栄町	-	-
豊川市	26	3,524	東郷町	9	2,380	豊根村	-	-
津島市	4	500	みよし市	12	3,046			
豊田市	103	19,645	豊明市	11	2,906			
西尾市	35	8,507	長久手市	9	2,222			
蒲郡市	7	2,069	海部東部消防組合	6	605			
犬山市	14	2,706	あま市	5	427			
常滑市	4	395	大治町	1	178			
江南市	10	1,803	海部南部消防組合	4	143			
小牧市	25	8,193	弥富市	3	91			
稻沢市	23	627	飛島村	1	52			
新城市	1	292	丹羽広域事務組合	6	451			
東海市	18	6,949	大口町	3	302			
大府市	9	2,272	扶桑町	3	149			
知多市	15	3,906	知多南部消防組合	10	544			
尾張旭市	9	1,573	美浜町	5	325			
岩倉市	1	24	南知多町	5	219			
田原市	22	2,699	衣浦東部広域連合	50	15,071			
愛西市	6	498	碧南市	12	2,716			
幸田町	9	1,456	刈谷市	-	-			
			安城市	29	9,431			
			知立市	7	1,362			
			高浜市	2	1,562			

第8-2表 女性防火クラブの状況

令和5年4月1日現在

区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防 クラブ連絡協議 会加入状況	区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防 クラブ連絡協議 会加入状況
愛知県計	217	5,266	14	海部南部消防組合	-	-	
名古屋市	13	818	△	弥富市	-	-	
豊橋市	42	410	○	飛島村	-	-	
岡崎市	31	545	○	丹羽広域事務組合	-	-	
一宮市	8	293	○	大口町	-	-	
瀬戸市	7	211	○	扶桑町	-	-	
春日井市	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川市	1	23	○	南知多町	-	-	
津島市	1	7	○	美浜町	-	-	
豊田市	5	119		衣浦東部広域連合	20	1,273	
西尾市	1	61		碧南市	7	1,087	○
蒲郡市	1	18	○	刈谷市	-	-	
犬山市	-	-		安城市	13	186	○
常滑市	-	-		知立市	-	-	
江南市	-	-		高浜市	-	-	
小牧市	55	564	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稻沢市	-	-		清須市	-	-	
新城市	1	25		北名古屋市	-	-	
東海市	-	-		豊山町	-	-	
大府市	-	-		設楽町	-	-	
知多市	7	144		東栄町	1	31	
尾張旭市	1	86	○	豊根村	-	-	
岩倉市	-	-					
田原市	1	16					
愛西市	-	-					
蟹江町	-	-					
幸田町	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	41					
あま市	1	20	○				
大治町	1	21					
尾三消防組合	18	553					
豊明市	17	514	○				
日進市	-	-					
みよし市	-	-					
長久手市	1	39					
東郷町	-	-					

※ 愛知県女性消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

令和5年3月31日現在

消防法第8条関係

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防 火 管 理 者 選 任 義 務 対 象 者 数 (法 第 8 条 第 1 項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況	
			選 任 届 出 数 (法 第 8 条 第 2 項)	選 任 率 (%)	計 画 届 出 数 (規 則 第 1 条 第 3 項)	作 成 率 (%)	
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館	212	209	98.6	206	97.2
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	3,828	3,528	92.2	3,455	90.3
2	イ	キ ャ バ レ 一 等	47	35	74.5	33	70.2
	ロ	遊 技 場	341	325	95.3	321	94.1
3	ハ	風 俗 営 業 等	41	34	82.9	32	78.0
	ニ	カラオケボックス等	182	179	98.4	175	96.2
4	イ	待 合 ・ 料 理 店	38	34	89.5	33	86.8
	ロ	飲 食 店	6,396	5,292	82.7	5,095	79.7
5	イ	百 貨 店 ・ 店 舗	7,107	6,185	87.0	5,953	83.8
5	ロ	旅 館 ・ ホ テ ル	934	878	94.0	868	92.9
	共 同 住 宅	13,238	11,600	87.6	10,564	79.8	
6	イ	病院・診療所等	130	120	92.3	120	92.3
			67	62	92.5	60	89.6
			286	276	96.5	271	94.8
			1,013	890	87.9	869	85.8
	ロ	老人短期入所施設等	1,933	1,844	95.4	1,813	93.8
		救 護 施 設	2	2	100.0	2	100.0
		乳 児 院	3	3	100.0	3	100.0
		障 害 児 入 所 施 設	15	13	86.7	13	86.7
		障 害 者 支 援 施 設	294	241	82.0	236	80.3
	ハ	老人デイサービス施設等	760	721	94.9	702	92.4
		更 正 施 設	4	4	100.0	4	100.0
		助 産 施 設 、 保 育 所 等	1,797	1,757	97.8	1,727	96.1
		児童発達支援センター等	93	80	86.0	77	82.8
		身体障害者福祉センター等	416	375	90.1	358	86.1
7	二	幼 稚 園 等	418	414	99.0	411	98.3
8	学 校	2,387	2,294	96.1	2,197	92.0	
9	イ	蒸 気 ・ 热 気 浴 場	23	22	95.7	20	87.0
9	ロ	公 衆 浴 場	68	66	97.1	58	85.3
	10	停 車 場	17	14	82.4	13	76.5
11	神 社 ・ 寺 院	1,564	1,351	86.4	1,240	79.3	
12	イ	工 場 ・ 作 業 所	2,853	2,669	93.6	2,456	86.1
	ロ	映 画 ス タ ジ オ	37	37	100.0	37	100.0
13	イ	駐 車 場	10	9	90.0	7	70.0
	ロ	航 空 機 格 納 庫	5	5	100.0	5	100.0
14	倉 庫	554	505	91.2	460	83.0	
15	事 務 所	5,129	4,278	83.4	4,043	78.8	
16	イ	複 合 用 途 (特 定)	13,169	9,412	71.5	8,732	66.3
	ロ	複 合 用 途 (非 特 定)	2,474	1,745	70.5	1,558	63.0
16の2	地 下 街	17	10	58.8	4	23.5	
17	文 化 財	47	44	93.6	43	91.5	
計			68,121	57,732	84.7	54,437	79.9

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

令和5年3月31日現在

区分	項目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況	
			統括防火管理者選任届出数	届出数(%)
1	イ	1		
	ロ	4	2	50.0
2	イ	6	4	66.7
	ロ	1		
	ハ	9	9	100.0
	ニ	2	1	50.0
3	イ	4		
	ロ	163	139	85.3
4		25	17	68.0
5	イ	36	28	77.8
	ロ	103	75	72.8
6	イ	(1)		
		(2)		
		(3)	2	100.0
		(4)	8	75.0
	ロ	(1)	8	75.0
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)	1	
	ハ	(1)	3	100.0
		(2)		
		(3)	1	
		(4)		
		(5)	3	66.7
	ニ			
7		58		
8				
9	イ			
	ロ			
10				
11				
12	イ	6		
	ロ			
13	イ			
	ロ			
14		4		
15		146	117	80.1
16	イ	4,704	4,311	91.6
	ロ	688	623	90.6
16の2		16	16	100.0
16の3		1	1	100.0
合計		6,003	5,362	89.3

区分 団体名	合計	令和5年3月31日現在																			1			2			3			4			5			6									
		1			2			3			4			5			6			7			8			9			10			11			12										
		イ	ロ	ハ	二	イ	ロ	一	イ	ロ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)							
愛知県計	278,010	176	3,755	57	402	53	193	47	5,666	10,256	1,293	97,456	199	96	470	3,437	2,191	3	6	25	475	1,240	5	2,120	320	1,243	718	7,647	320	55	81	241	3,774	40,064	17	2,024	29	23,161	26,877	23,70	18,195	8	1	217	22
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	30,956	7	33	3	28	14	30		127	86	510	18,949	88	3	140	44	165		1	7	44		4		7	1	543	5	1		26	373	3	81		222	2,238	4,295	2,873	5					
市計	263,530	145	3,477	53	378	53	184	46	5,274	9,655	997	93,395	185	89	460	3,256	2,074	3	6	25	452	1,158	4	1,975	299	1,168	700	7,539	291	55	78	217	260	2	78	117	1,971	1,964	678	8	1	14			
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	30,432	7	33	3	28	14	30		127	86	472	18,592	84	3	136	43	157		1	7	44		4		7	1	539	5	1		26	355	3	77		211	2,212	4,260	2,859	5					
名古屋市	96,917	33	504	13	92	41	67	9	1,94	2,225	339	41,068	66	17	202	894	721	1	6	132	302	1	601	57	305	229	2,330	49	21	41	139	992	6,706	11	360	4,894	7,829	10,911	10,951	6	46	12			
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	20,237	2	18	1	23	14	26		98	57	233	11,625	27	2	70	27	83		2	25		4		5	1	355	3	1		24	122	3	30	114	1,590	3,335	2,312	5							
豊橋市	13,969	10	219	7	37	11	1	1	367	640	34	4523	10	5	16	185	56	2	2	33	78	106	12	102	37	410	10	3	4	149	2263	1	165	1656	1,446	947	403	1	14	3					
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	819	1	1	1	2				13	7	18	442	6	1	4	3	3		1	2		1		30						13	1	9	59	139	63										
岡崎市	13,563	9	273	3	30	1	7	1	305	543	34	4670	1		33	187	83	1	2	24	56	108	16	62	60	432	16	3	1	8	323	1,787	158	1,059	1,561	1,010	661	25							
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	892	1	2						2	7	19	569	1	9		3		1	2					21	1			2		18	2	2	81	69	60										
一宮市	6,120	8	159	3	20	4	14	3	214	446	22	1,386	14	25	29	108	164		4	37	56	1	81	17	77	57	314	7	6	1	68	941	1	29	494	542	549	194	24	1					
池田5階以上もの	830	2		1		1			3	4	17	576	8	12	2	6		1	2			6						13	1	8	2	4	33	16	2										
地を有するもの 及び地盤のみのもの	93	2		1		1			2	2	9	3		4		1																													
瀬戸市	4,297	4	61	6	1	62	155	11	880	4		7	43	50		8	22	29	6	22	13	159	18	1	3	76	1,118	55	55	492	449	333	234	2	3										
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	249								2	197	2	4					2																												
春日井市	1,49	1							1	7	2	19		1	2																														
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	980	1							1	1	8	746	1	7	1	9		1	2																										
豊川市	6,297	5	129	8	4	5	121	325	16	1,953	7		12	77	68		1	30	42	68	12	32	19	188	4	4	93	1,349	59	615	571	283	190	7											
地上5階以上もの 地を有するもの 及び地盤のみのもの	201								10	127	1	3	1	2	1	1											6	3	2	13	14	14	1												
地を有するもの 及び地盤のみのもの	69								2	1	1	8					1																												

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16							
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	口	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)							
津島市	2,148	4	23	2	2	1	67	106	2	600	3	1	4	42	26	11	8	14	4	24	5	65	1	51	355	13	176	219	196	112	11								
地上5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	95					1	1	63	2					4		1					2		1		1														
碧南市	3,082	2	53	3	2	42	127	8	704	3	4	40	15	3	13	22	1	8	10	59	5	2	1	65	714	24	372	379	196	203									
地上5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	86	1							2	61	1																												
刈谷市	6,020	5	52	1	10	4	3	156	246	12	2,408	3	1	10	89	43	3	5	21	49	6	13	4	163	10	1	1	6	84	897	70	382	693	385	172				
地下5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	440	1	1					5	1	250		3		5							3						10	7	3	66	34	11							
豊田市	15,711	9	377	4	27	1	5	2	305	582	87	4,889	22	1	17	175	80	1	11	41	1	111	3	68	35	508	26	3	13	261	2,506	275	1	1,063	1,894	1,226	1,076	3	2
地上5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	1,047		2			2		1	24	680	10																												
安城市	6,313	5	102	3	10	6	4	123	291	16	2,244		10	88	44		10	25		63	7	18	17	153	2		3	61	1,276	73	555	554	334	24	1				
地上5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	554	1	1					2	15	333		3	2	6							3																		
西尾市	5,689	2	159	2	12	2	141	285	38	1,207	3	4	6	88	45		16	50	48	9	37	7	161	11	2	1	1	132	1,241	29	658	686	385	203	18				
池田郡以上もの	116							1	12	65	1	2		2							1						6												
蒲郡市	3,259	8	105	3	3	99	163	113	666	1	2	3	55	30		12	18	30	3	23	3	94	4	2	3	53	850	19	348	226	251	68	1						
地下5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	131	1				1	2	32	63		1		1								6						1												
犬山市	2,490	4	40	8	2	62	83	13	650	2	10	7	29	24	1	1	5	17	15	5	13	6	85	43		62	443	13	219	230	237	140	16						
地上5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	118	1							6	62	1	1		2							7						2												
常滑市	2,337	2	43	4	2	61	151	17	469			1	1	54			1	52		7	2	2	52	8	1	8	68	553	22	2	295	315	124	27	1				
地下5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	96	1						10	54					1													1												
江南市	3,076	2	68	3	8	2	1	139	149	1	915		7	63	29		8	21	28	11	29	4	105	1	3	2	60	379	14	201	230	334	249	9	1				
地下5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	216													189		1		4					1		2				1										
地下5階以上もの 地下を有するもの 及び地盤のもの	24													4										1						2	9	4	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	令和5年3月31日現在																		
		1 イ	2 ロ	3 ハ	4 二	5 イ	6 ロ	7 イ	8 ロ	9 ハ	10 イ	11 ロ	12 イ	13 ロ	14 ハ	15 イ	16 ロ	17 ハ	18 ロ	19 ハ
豊明市	2,245	3	47	3	3	46	94	2	881	2	5	52	17	5	8	17	2	8	7	29
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	191	1				1	141			4	3	5					14			1
日進市	2,478	10	1			74	100	7	1,049	2	7	68	35	3	19	29	7	17	4	139
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	242					1	175			1						13	1			
田原市	2,225	116	2			93	115	40	413	1	26	14	5	12	28	3	5	113	7	1
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	36					6	18	1												5
愛西市	1,637	1	42	1	1	37	64	1	222	1	2	29	19	9	23	33	2	15	13	84
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	20					1	14													1
清須市	2,984	33	4	1		28	82	1	1,033	3		41	18		4	13	31	2	8	1
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	127	1										81	1					1		11
北名古屋市	3,450	35	1	1	5	51	175	1	1,278	4	4	45	27	1	7	15	22	6	7	5
池田5階以上もの 及ぶ地盤のもの	134					1	98	3		3							6		5	
弥富市	2,307	1	32	2	4	1	41	72	5	503	1	2	2	25	15	1	1	8	1	
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	66					1	44			1							1		1	
みよし市	2,186	7	1	2		49	103	3	728	4	4	26	13	4	12	14	10	1	21	63
地上5階以上もの 及ぶ地盤のもの	99					1				77	2		1				1		4	
あま市	2,697	2	41	4	2	3	47	108		886	6	1	40	26		7	22	21	5	24
長久手市	2,303	1	15	3		45	122	1,115	5		2	39	17		1	10	20	8	5	113
池田5階以上もの 及ぶ地盤のもの	150					1				117	3		1				6		1	
豊明市	153					1	7			53	1		2			1	3	20	3	1

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	令和5年3月31日現在																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
町村計	14,480	31	278	4	24	9	1	392	601	301	4,091	14	7	10	181	117	23	82	1	145
地上5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	524							38	357	4	4	1	8					4	18	
東郷町	206	6	1			4	2	42	32	1	3	1	1			2	2	1	9	
地下5階以上のもの 及ぶ地盤の上のもの	91							4	70		2							1	4	
豊山町	865	2	10	1		22	28	7	239	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	
地下5階以下のもの 及ぶ地盤の上のもの	37							1	21		1							2	6	
大口町	1,043	24	1			20	31	1	242	3	1	10	7		2	3	8	1	5	
地上5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	25								1	6	2							1	1	
扶桑町	1,167	2	24	1		31	51		396	1		23	9		2	5	8	4	1	
地下5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	11								6		1							2	2	
大治町	980	8	1			10	38	1	434			8	9		3	4	10	2	15	
蟹江町	34							1	29									1	1	
地下5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	9									2	69	1							1	
飛島村	1,167	1	10			7	20		15			1	2		2		2	13	349	
地上5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	8									1								8	439	
阿久比町	569	2	24		1	32	42		153	3	16	7		2	4	11	7	1	24	
東浦町	1,121	22	1			34	52		384	2	1	14	10		5	12	1	18	1	
地下5階以上もの 及ぶ地盤の上のもの	62											54							3	
	25											6						1	5	

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	令和5年3月31日現在																		
		1 イ	2 ロ	3 ハ	4 ニ	5 イ	6 ロ	7 イ	8 ロ	9 ハ	10 イ	11 ロ	12 イ	13 ロ	14 ハ	15 イ	16 ロ	17 ハ	18 ロ	19 ハ
南知多町	965	28	2	1	33	36	170	115	5	4	7	1	3	5	1	4	11	3	51	137
地上5階以上もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	50				23	18			1									1		
美浜町	67	2			1	35	13											1	2	
地上5階以下もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	813	1	26	3	2	42	41	25	321	2	1	9		2	6	7	2	16	1	
武豊町	1,440	18	5	1	31	55	12	392	1	2	17	11	6	14	5	25	2	1	14	299
地上5階以上もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	51				2	38			1									5		
幸田町	1,394	32	3	2	1	26	80	5	392	4	19	14	4	21	4	7	6	43	2	
地上5階以下もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	25					2	16		1									1		
設楽町	35				1	2	6		1									2	1	15
東栄町	282	15	1		1	8	43	14			3	5		2	5	3	22	5	3	16
地上5階以上もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	1																4	23	63	43
豊根村	156	1	10	1	6	8	13	7		3	2		1	2	1		10	11	1	13
地上5階以上もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの	79					5	2	15	1			2		2			6		7	12
地下5階以下もの 地主を有するもの 及び地盤の上のもの																	3		3	2

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和5年3月31日現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
愛知県 計	102,011	49,997	21,058	10,563	4,887	4,004	3,113	1,876	2,028	1,271	699	596
名古屋市	55,005	23,517	11,251	5,978	3,142	2,789	2,088	1,430	1,582	905	523	441
豊橋市	3,598	2,137	642	418	134	93	58	25	29	14	4	12
岡崎市	3,922	2,188	842	365	139	86	96	44	40	35	16	13
一宮市	2,482	1,099	553	299	146	90	104	43	58	29	18	18
瀬戸市	1,024	624	151	108	35	23	25	13	10	14	5	4
半田市	1,031	581	211	64	55	31	35	14	11	10	1	6
春日井市	3,580	1,883	717	515	140	87	92	26	29	42	16	15
豊川市	1,234	776	257	94	41	21	19	8	4	3	4	2
津島市	467	261	111	34	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	586	381	119	52	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	2,004	1,080	484	155	75	62	36	27	11	14	15	9
豊田市	4,048	2,101	900	428	178	127	99	37	49	30	17	15
安城市	2,026	1,010	462	192	70	69	62	26	26	19	13	8
西尾市	940	636	188	58	28	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	924	633	160	50	25	17	14	7	7	3	5	1
犬山市	526	279	129	50	32	9	11	3	7	4		
常滑市	399	230	73	30	17	11	13	11	3	2	2	3
江南市	838	460	162	151	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,710	942	383	150	58	48	35	24	18	22	11	3
稻沢市	1,103	601	253	95	36	26	33	9	13	12	8	4
新城市	206	140	46	8	9	1	2					
東海市	1,362	762	294	130	48	39	23	22	14	7	3	4
大府市	946	569	216	51	22	31	16	6	4	7	2	4
知多市	620	364	115	96	19	9	6	2	3	5		
知立市	927	508	178	145	22	19	20	5	9	3	5	1
尾張旭市	778	453	148	48	39	36	27	4	2	10	4	2
高浜市	362	217	92	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	664	353	132	101	18	17	10	10	6	3	3	2
豊明市	630	304	135	96	23	31	11	7	5	3	3	2
日進市	876	499	135	69	39	35	35	11	16	6	4	6
田原市	281	184	61	17	11	3	2	1	1	1		
愛西市	197	139	38	9	2	3	1		2	1		1
清須市	643	308	208	57	22	16	13	3	5	4	2	1
北名古屋市	939	612	193	55	29	11	12	7	5	5	2	2
弥富市	335	209	60	19	21	7	8	1	5	3		
みよし市	490	289	102	39	16	10	15	4		9	3	1
あま市	643	395	139	38	23	16	13	4	5	8		
長久手市	779	477	152	37	33	26	9	7	7	7	1	6
東郷町	272	155	26	49	9	7	17	1	2	3	1	
豊山町	193	120	36	19	3	6	2	2		4		
大口町	209	116	68	17	5	3						
扶桑町	180	129	40	4	3	2		1		1		
大治町	300	199	67	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	392	230	70	26	18	11	11	2	10	2	1	1
飛島村	104	78	18	6	2							
阿久比町	103	55	22	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	211	114	35	22	11	6	7	2	4	4	1	
南知多町	266	168	48	14	12	5	6	1	6	1		1
美浜町	128	98	19	5	3	2		1				
武豊町	265	155	59	24	15	6	2	2	1			1
幸田町	239	162	52	10	3	2	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和5年3月31日現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
愛知県計	921	801	19	19	28	24	20	14	9	10	8	7	39
名古屋市	644	571	14	9	24	19	9	9	8	8	5	6	33
豊橋市	20	5	1	1	2			1			1		1
岡崎市	23	24	1	5			4						1
一宮市	11	11			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	9		1									
春日井市	7	10									1		
豊川市	3	2											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	18	14	1					1		1			1
豊田市	27	34				2	2	1					1
安城市	35	25		1	1	2	2		1		1	1	
西尾市	1	4					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	12	4											
小牧市	10	4	1										1
稻沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	8	7	1										
大府市	8	10											
知多市		1											
知立市	5	6						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	4		1									
豊明市	4	6											
日進市	11	8					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5	1											
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	3											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	5												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	1											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

防火対象物の区分		防火対象物数							立入検査	令和5年3月31日現在 消防用設備又は特殊 消防用設備等設置検査				
		総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上		検査を要する対象物	検査届出対象物 令和3年度中	検査済 令和3年度中		
1	イ	176	169	7	176	15	2		53	126	22	16		
	ロ	3,755	3,722	33	3,755	86	2	1	1,215	1,806	171	117		
2	イ	57	54	3	57	1	1		18	26	2	2		
	ロ	402	374	28	402	24	1		130	336	28	19		
	ハ	53	39	14	53	11			8	40	2	2		
	ニ	193	163	30	193	18			57	189	10	7		
3	イ	47	47		47	3			12	32	2	2		
	ロ	5,666	5,539	127	5,666	132	4		2,149	1,731	215	178		
4		10,256	10,168	86	10,254	139	9	3	2,458	4,916	440	342		
5	イ	1,298	788	510	1,298	181	23	2	426	1,327	97	74		
	ロ	97,456	78,497	18,949	97,446	2,174	125	10	10	11,219	37,020	1,824	1,593	
6	イ	(1)	199	111	88	199	43	2		80	145	22	20	
		(2)	96	93	3	96	5			39	84	7	10	
		(3)	470	330	140	470	93	11	1	209	363	37	36	
		(4)	3,437	3,393	44	3,437	57	3		597	1,585	139	121	
6	ロ	(1)	2,191	2,026	165	2,191	71	1	1	761	2,011	194	177	
		(2)	3	3		3				1	24	3		
		(3)	6	6		6				2	9	2	2	
		(4)	25	24	1	25				10	22	1	1	
		(5)	475	468	7	475	13			198	469	63	56	
6	ハ	(1)	1,240	1,196	44	1,240	24			393	737	64	53	
		(2)	5	5		5				7	4	2	2	
		(3)	2,120	2,116	4	2,120	34	1		696	1,670	161	106	
		(4)	320	320		320	2			118	101	29	28	
		(5)	1,243	1,236	7	1,243	22	1		527	843	145	132	
二		718	717	1	718	32			202	565	51	28		
7		7,847	7,301	543	7,844	454	35	5	3	1,258	4,436	489	372	
8		320	315	5	320	45	9			77	177	22	13	
9	イ	55	54	1	55	6				12	28	7	5	
	ロ	81	81		81	2				15	517	1		
10		241	228		228	15	60	19	13	59	167	29	33	
11		3,774	3,746	26	3,772	206	8	1	2	514	903	43	34	
12	イ	40,064	39,688	373	40,061	248	6	3	3	6,907	17,084	1,315	900	
	ロ	17	14	3	17	2				4	4			
13	イ	2,024	1,930	81	2,011	49	15	1	13	374	1,059	69	47	
	ロ	29	29		29					3	6			
14		23,161	22,937	222	23,159	113	2		2	3,303	7,920	426	310	
15		26,877	24,626	2,238	26,864	1,652	228	78	13	4,763	8,002	994	814	
16	イ	23,170	18,867	4,295	23,162	1,665	208	83	8	6,614	14,844	1,391	1,268	
	ロ	18,195	15,317	2,873	18,190	632	32	9	5	2,957	4,156	336	283	
16の2		8							8	12	17	4	11	
16の3		1							1		1			
17		217	212	5	217	10	3	1		131	47	3	3	
18		22	22		22					1				
19														
20														
合計		278,010	246,971	30,956	277,927	8,279	792	218	83	48,589	115,549	8,862	7,217	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		自動火災報知設備						ガス漏れ火災警報設備						
		対象 物数	設置	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例		違反		
1	イ			うち 一部 違反	32条 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用		
	口	1,834	1,695	8	139				16	16				
2	イ	29	27	3	1			1						
	口	376	372	2	3			1						
	ハ	50	48	5	2									
	ニ	191	191	4										
3	イ	33	28	1	4			1						
	口	1,926	1,823	68	90			13	2	2				
4		5,212	5,093	102	112			7	31	30		1		
5	イ	1,284	1,272	48	8			4	18	18				
	口	37,708	26,474	124	11,147	68		19	7	6		1		
6	イ	(1)	192	191	4	1			17	16		1		
		(2)	80	80	1									
		(3)	444	442	3	2			40	39		1		
		(4)	1,595	1,546	14	46		1	2	3	2		1	
	口	(1)	2,216	2,212	15			4	6	6				
		(2)	3	3										
		(3)	8	8										
		(4)	21	21										
		(5)	534	534	2				1	1				
	ハ	(1)	843	833	5	4		6	4	4				
		(2)	13	13										
		(3)	1,807	1,797	14	7		3						
		(4)	110	108		2								
		(5)	1,149	1,133	6	15		1	3	3				
二		664	664	6										
7		6,360	6,313	38	38	7		2	7	7				
8		215	215	1					2	2				
9	イ	30	30	2										
	口	19	19	1										
10		193	192		1				2	2				
11		450	431	5	4	10		5	1	1				
12	イ	19,257	17,466	636	437	700		654	6	6				
	口	5	5											
13	イ	955	874	3	77	1		3						
	口	29	29											
14		8,635	8,061	177	310	102		162	3	3				
15		8,122	7,763	68	325	19		15	24	23		1		
16	イ	15,181	12,293	326	2,836			52	185	184		1		
	口	4,849	4,228	89	540	25		56	3	3				
16の2		19	19						12	12				
16の3		1	1						3	3				
17		224	202	4	19			3						
18														
19														
20														
合計		122,994	104,873	1,785	16,173	932	1	1,015	404	397		6	1	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分	対象 物数	スプリンクラー設備						屋内消火栓設備										
		設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反			
1	イ	40	35		5			1	70	68		2						
	口	47	46		1			2	307	303	3	3			1			
2	イ								1	1								
	口	52	52	2					108	107	1	1						
	ハ																	
	ニ	3	3						4	4								
3	イ								1	1								
	口	3	3	1					46	43		2			1			
4		489	487	10	1			1	4	581	552	7	13		16			
5	イ	125	107	2	18				6	455	415	2	37		3			
	口	1,758	481	1	1,277				1	8,538	1,573	4	6,811	16	138			
6	(1)イ	142	129	4	2			10	1	3	53	49	3	1	3			
	(2)	57	45					12		2	27	24			3			
	(3)	177	173	4	3			1		3	119	118			1			
	(4)	16	16								75	71	2		2			
	(1)口	2,139	2,132	18	5			1	1	17	64	60		4				
	(2)	3	3							1								
	(3)	5	5						1	2	2							
	(4)	25	25							1	1							
7	(5)	523	521		2				1	15	15							
	(1)ハ	57	55		2					63	62	1	1					
	(2)									2	2							
	(3)									125	115		9		1			
	(4)									5	5							
	(5)	24	21	1	1			2		28	28							
	二	11	11							101	100	1	1					
	7	30	30							4,442	4,382	12	52	5	3			
8		2	2							94	90		3		1			
9	イ	2	2							12	12	1						
	口	1	1							11	11	1						
10		80	80							122	116		6					
11		6	6							152	116	2	16	14	6			
12	イ	49	47	1	2				1	7,229	5,901	102	300	397	631			
	口									1	1							
13	イ	5	5							10	10							
	口									21	20			1				
14		71	54		17				3	2,944	2,496	41	226	46	176			
ラック		24	18		6													
15		135	134	1	1					2,737	2,413	16	287	13	24			
16	イ	1,327	1,257	34	69				1	1,702	1,262	32	433		7			
	口	95	64		31				1	924	671	14	216	12	25			
16の2		17	15		2					25	13		1		11			
16の3		1	1															
17		1	1							19	18	1			1			
18																		
19																		
20																		
合計		7,518	6,049	79	1,439				24	6	61	31,236	21,251	244	8,427	504	6	1,048

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		漏電火災警報器				水噴霧消火設備等					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用
1	イ						17	17			
	ロ	8	8				69	69			
2	イ	1	1								
	ロ	4	4				103	103			
3	ハ	1	1								
	ニ						5	5			
4	イ	4	4								
	ロ	133	130		3		26	26			
5	イ	15	15				569	564	1	4	1
6	ロ	24	24				241	238	3		3
		2,378	2,346	1		32	2,591	2,581	7	8	2
7	イ	(1) 1	1				51	51			
		(2) 2	2								
		(3) 2	2				98	98			
		(4) 53	53				17	17			
	ロ	(1) 15	15				59	59			
		(2)					1	1			
		(3)									
		(4)					1	1			
		(5) 2	2				7	7			
	ハ	(1) 6	6				12	12			
8		(2)									
		(3) 32	32								
		(4) 4	4								
		(5) 4	4								
	ニ	11	11				2	2			
9	イ	5	5				150	147		2	1
10	ロ	2	2				30	30			
11	イ	4	4				5	5			
12	ロ	29	29				1	1			
13	イ	16	16				16	14		2	
14	ロ						26	24		1	1
15	イ	50	48			2	1,211	1,161	7	22	10
16	ロ						7	6			1
16の2	イ	1,222	1,210				5	5	1	6	
16の3	ロ	22	18							4	
17	イ	14	14				139	137	1	1	1
18	ロ	42	42				1,665	1,625	10	37	3
19	イ	132	129	1	2		1,735	1,729	18	6	
20	ロ	89	89				521	515	15	2	2
合計		3,122	3,078	1	8	36	10,655	10,508	67	91	18
											38

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		非常警報設備				屋外消火栓設備				特例		違反	
		対象物	設置	うち 一部 違反	32条 適用	対象物	設置	うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用			
1	イ	107	105	1	2			6	6				
	口	3,156	2,468	8	674	14		3	3				
2	イ	42	29	1	12	1							
	口	276	275	1		1		1	1				
	ハ	7	7										
	二	47	47	1									
3	イ	6	6					2	2				
	口	3,648	3,570	20	29	49		1	1				
4		3,227	3,190	6	21	16		47	37	1	9		1
5	イ	369	367	5			2	2	2				
	口	8,994	5,838	13	3,109	47		38	23		15		
6	イ	(1) 105	105					4	2		2		
		(2) 37	37										
		(3) 218	217	1	1			13	13				
		(4) 898	893			2	3						
	口	(1) 309	308	1	1			1	1				
		(2) 6	6										
		(3) 2	2										
		(4) 6	6										
		(5) 29	29										
	ハ	(1) 213	212			1							
		(2) 1	1										
		(3) 347	343			4		1	1				
		(4) 39	38				1						
		(5) 163	161				2						
	二	266	264			1	1	3	3				
7		3,749	3,737	4	7	5		72	60		12		
8		138	138	1				2	2				
9	イ	23	23										
	口	33	27			6							
10		58	58					3	3				
11		1,320	1,204	18	75	41		25	24		1		
12	イ	520	505	2	4	11		2,298	2,195	32	22	16	65
	口	2	2										
13	イ	36	35			1		6	6				
	口	1	1					1	1				
14		188	181	1	4	3		1,023	987	5	15	2	19
15		3,615	3,481	15	113	21		258	217	1	37		4
16	イ	4,949	4,639	26	267	43		46	43		3		
	口	1,450	1,292	5	152	6		104	97		6		1
16の2		18	18										
16の3		1	1										
17		21	21					11	10		1		
18													
19													
20													
合計		38,640	33,887	130	4,486	267		3,971	3,740	39	123	18	90

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		誘導灯					非常コンセント設備					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反	
					32条 適用					32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	127	123	1	4		1	1				
	口	3,663	3,190	16	465	8						
2	イ	67	65	3		2						
	口	413	406	5	4	3	1	1				
	ハ	67	61	2		6						
	二	200	200	3			2	2				
3	イ	43	40		1	2						
	口	7,162	6,950	94	148	64	1	1				
4		10,179	10,019	82	119	41	7	7				
5	イ	1,276	1,249	30	21	6	132	131		1		
	口	11,147	8,782	14	2,348	17	3,597	3,596	5	1		
6	イ	(1)	180	178	2	1	1	3	3			
		(2)	107	106	1		1					
		(3)	440	439	4	1		10	10			
		(4)	3,544	3,527	22	8	9					
	口	(1)	2,207	2,197	5	7	3	4	4			
		(2)	4	4								
		(3)	10	10				1	1			
		(4)	27	27								
		(5)	543	539	1	2	2					
	ハ	(1)	1,385	1,365	5	9	11	3	3			
		(2)	28	28								
		(3)	1,949	1,920	4	27	2					
		(4)	513	502		4	7					
		(5)	1,729	1,699	6	21	9					
二			691	683	5	8						
7			1,712	1,666	31	40	6	24	24			
8			175	174	3	1		1	1			
9	イ	33	33	1								
	口	56	56									
10			156	155		1		7	7			
11			504	447	7	47	10					
12	イ	6,094	5,389	74	341	364	5	5				
	口	6	5		1							
13	イ	399	369	2	27	3						
	口	18	15			3						
14			4,175	3,518	45	437	220	2	2			
15			9,339	8,777	48	466	96	99	99			
16	イ	17,779	17,118	238	511	150	441	441	2			
	口	4,091	3,871	45	171	49	175	175				
16の2			19	19			12	11		1		
16の3			1	1								
17			28	26		2						
18												
19												
20												
合計		92,286	85,948	799	5,243	1,095	4,528	4,525	7	3		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	26	23		3			9	9			
	口	557	502		51	4	20	19		1		
2	イ	21	19	1		2						
	口	98	95		1	2	17	16	1	1		
	ハ	41	40	1		1						
	二	106	106	2								
3	イ	19	17			2						
	口	1,286	1,206	51	12	68						
4		408	398	10	6	4	268	248	1	18		2
5	イ	508	495	11	9	4						
	口	22,257	21,842	57	392	23						
6	イ	(1)	101	99	1	1						
		(2)	41	40		1						
		(3)	195	192	1	3						
		(4)	278	276	2	2						
	口	(1)	601	595	1	6						
		(2)										
		(3)	2	1		1						
		(4)	8	8								
		(5)	41	41								
	ハ	(1)	181	179	1	2						
		(2)	2	2								
		(3)	625	596	1	27						
		(4)	32	32								
		(5)	190	187	1	2						
	二	309	292	1	13	4						
7		2,830	2,810	10	6	14						
8		32	31		1							
9	イ	5	5									
	口	6	6	1								
10		2	2				67	62		5		
11		158	157		1							
12	イ	510	500	3	2	8						
	口	3	3									
13	イ	4	3			1	23	21		2		
	口	2	2									
14		189	187			2						
15		2,642	2,623	12	5	14						
16	イ	5,225	5,087	113	62	76	258	250	2	7		1
	口	2,393	2,369	16	10	14	21	21				
16の2							11	8		3		
16の3												
17		6	5	1	1							
18												
19												
20												
合計		41,940	41,073	298	620	247	694	654	4	37		3

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		連結散水設備						連結送水管						
		対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反			
				うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用				
1	イ	1			1			4	4					
	ロ	2	2					15	15					
2	イ							1	1					
	ロ							23	23					
	ハ							5	5					
	ニ							14	14					
3	イ													
	ロ							26	26	1				
4		8	3		5			40	40					
5	イ	3	2		1			333	333	1				
	ロ	179	102	2	77			10,715	10,712	30	3			
6	イ	(1)	4	1		3		55	55	3				
		(2)	2	2				1	1					
		(3)	5	1		4		100	100					
		(4)	1	1				14	14					
	ロ	(1)						58	58					
		(2)						1	1					
		(3)												
		(4)												
		(5)												
	ハ	(1)						18	18	1				
		(2)												
		(3)	2	2				1	1					
		(4)												
		(5)	2	1		1								
二														
7		55	36		18	1		318	318	1				
8		14	13		1			5	5					
9	イ	1			1			1	1					
	ロ													
10		22	6		13		3	13	13					
11		6	2		4			10	10					
12	イ	17	12	1	4		1	152	143	1	6	1	2	
	ロ	1	1					2	2					
13	イ	4	3		1			100	100					
	ロ							6	6					
14		6	4		1		1	106	104				2	
15		203	136	1	61	5	1	1,110	1,109	4			1	
16	イ	58	36		21		1	2,079	2,077	23	2			
	ロ	16	12	1	4			1,151	1,148	6	2		1	
16の2		1			1			12	11		1			
16の3														
17								5	5					
18								15	15					
19														
20														
合計		613	378	5	222	6	7	16,509	16,488	71	14	1	6	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		動力消防ポンプ設備						消防用水					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反
1	イ				32条 適用	17条の 2の5 等適用					32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	口							5	5				
2	イ							1	1				
	口							1	1				
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	口	1	1										
4		7	7					87	87				
5	イ	5	3		1		1	14	14				
	口	54	4		50			94	93		1		
	イ	(1)						12	12				
		(2)						1	1				
		(3)						55	55				
		(4)											
6	口	(1)						5	5				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
	ニ							2	2				
7								83	72		11		
8								2	2				
9	イ												
	口												
10								2	2				
11		5	4		1			4	4				
12	イ	1,105	1,100	17			5	1,135	1,119	14	4	4	8
	口												
13	イ	2	2					46	46				
	口							1	1				
14		201	200	1		1		247	242	2	4	1	
15		149	143	1	4		2	226	214	3	12		
16	イ	9	7		2			163	163				
	口	32	30		2			74	73				1
16の2													
16の3													
17		3	3					1	1				
18													
19													
20													
合計		1,574	1,505	19	60	1	8	2,262	2,216	19	32	5	9

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分		非常電源						
		設置済				既存 不適格	違反	
		専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いざれかの設置義務のあるもの	B、C、Dのうち いざれかの設置義務のあるもの
1	イ	6	76	6				
	ロ	26	253	24	1		1	3
2	イ							
	ロ	10	150	4				
	ハ		2					
	二		6					
3	イ	1	4	1				
	ロ	18	29	11			3	2
4		70	929	53			3	20
5	イ	32	544	50			2	8
	ロ	4,471	321	220		19	22	14
6	イ	(1) 14	144	18			1	1
		(2) 4	22	3				
		(3) 11	267	23				2
		(4) 12	50	5			1	2
	ロ	(1) 153	838	33			5	4
		(2)	4					
		(3) 1	2					
		(4) 2	11					
		(5) 45	72					2
	ハ	(1) 15	78	10				1
		(2)	1					
		(3) 46	33	3				1
		(4) 1	6	3				
		(5) 2	24					1
	二	13	65	2				2
7		3,196	318	39	1	26	10	10
8		42	39	13		1	1	1
9	イ	2	11					
	ロ	6	1					
10		134	8	4				
11		58	33	2		1	5	
12	イ	4,640	524	176		72	455	39
	ロ		4	2				
13	イ	150	55	132			4	7
	ロ	8	8	7				
14		2,121	172	27		54	113	15
15		1,596	973	414	1	8	25	7
16	イ	600	2,129	285	2		7	9
	ロ	671	162	69		1	16	3
16の2		6	35	5				
16の3			1					
17		13	9	2				
18								
19								
20								
合計		18,196	8,413	1,646	5	182	674	154

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物				報告済防火対象物				点検指定対象物				報告済対象物				
	総数	1,000m ² 未満	特定 一階 段等	1,000m ² 以上	特定 一階 段等	総数	1,000m ² 未満	特定 一階 段等	1,000m ² 以上	特定 一階 段等	1,000m ² 以上	特定 一階 段等	1,000m ² 未満で 特定 一階 段等	1,000m ² 以上	特定 一階 段等	1,000m ² 未満で 特定 一階 段等	
1	イ	154	57	1	97		119	36	1	83		97		1	80		1
	ロ	4,187	3,726	16	461	12	2,796	2,409	12	387	9	461	12	16	386	9	12
2	イ	62	60	6	2		18	18	1			2		6			1
	ロ	431	175	5	256	3	287	97	2	190	3	256	3	5	187	3	2
	ハ	62	61	30	1		33	32	15	1		1		30	1		15
	二	194	156	24	38	4	135	103	14	32	4	38	4	24	32	4	14
3	イ	47	42	3	5	1	16	13	1	3	1	5	1	3	3	1	1
	ロ	8,520	8,441	328	79	9	3,776	3,711	175	65	9	79	9	328	63	9	175
4		11,299	9,088	163	2,211	68	7,121	5,330	91	1,791	54	2,211	68	163	1,767	54	91
5	イ	1,513	853	150	660	72	990	498	84	492	59	660	72	150	483	59	84
	ロ	95,407	72,892		22,515		65,953	48,523		17,430		22,250			17,085		
6	イ	(1) 201	35	1	166	6	167	34	1	133	6	166	6	1	131	6	1
		(2) 99	40	1	59	7	72	20	1	52	6	59	7	1	51	6	1
		(3) 512	180	9	332	19	375	148	9	227	18	332	19	9	224	18	9
		(4) 3,663	3,454	90	209	11	1,998	1,822	70	176	9	209	11	90	172	9	70
	ロ	(1) 2,235	1,314	46	921	19	1,819	1,039	36	780	17	921	19	46	769	17	36
		(2) 3			3		2			2		3		2			
		(3) 12	10		2		5	3		2		2		2			
		(4) 27	16	1	11		18	12	1	6		11		1	6		1
		(5) 544	468	24	76	2	420	361	23	59	2	76	2	24	58	2	23
	ハ	(1) 1,364	1,179	27	185	2	966	815	22	151	2	185	2	27	145	2	22
		(2) 4	2		2		4	2		2		2		2			
		(3) 2,330	1,763	20	567	4	1,915	1,419	14	496	3	567	4	20	487	3	14
		(4) 497	487	16	10		232	223	10	9		10		16	9		10
		(5) 1,799	1,733	66	66		1,141	1,085	48	56		66		66	55		48
	二	759	457	6	302	13	595	352	5	243	9	302	13	6	240	9	5
7		7,858	3,128		4,730		5,639	2,422		3,217		4,519			2,990		
8		322	191		131		267	152		115		120			105		
9	イ	39	20		19		25	14		11		19			11		
	ロ	81	65		16		46	32		14		15			12		
10		270	144		126		233	119		114		124			112		
11		3,419	3,101		318		1,591	1,384		207		310			201		
12	イ	38,603	27,527		11,076		20,867	13,260		7,607		10,462			7,217		
	ロ	35	26		9		18	9		9		2			2		
13	イ	2,070	1,324		746		1,375	784		591		741			578		
	ロ	27	7		20		7	2		5		5			5		
14		22,252	17,775		4,477		11,838	8,684		3,154		4,315			2,979		
15		24,484	18,657		5,827		15,496	10,929		4,567		5,632			4,408		
16	イ	24,101	18,828	469	5,273	136	12,427	8,488	344	3,939	119	5,273	136	469	3,918	119	344
	ロ	15,143	12,198		2,945		7,693	5,535		2,158		2,906			2,119		
16の2		19	7	1	12		17	6		11		12		1	11		
16の3		1			1		1			1		1			1		
17		233	211		22		189	178		11		22			11		
18		15	8		7		7	2		5		7			5		
19																	
20																	
特定防火 対象物計		60,404	48,978	1,403	11,426	351	35,045	26,100	900	8,945	297	11,426	351	1,403	8,849	297	900
非特定防火 対象物計		210,219	157,254		52,965		131,219	92,015		39,204		51,430			37,829		
合計		274,897	209,906	1,503	64,991	388	168,709	120,105	980	48,604	330	63,456	388	1,503	47,125	330	980

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防炎物品使用状況

令和5年3月31日現在

防火 対象物 の区分	防炎防 火対象 物 数	カーテン等				じゅうたん等				合 板					
		防炎対象物品を使用		防炎対象 物品 未使用	防炎対象 物品使用 有無不明	防炎対象物品を使用		防炎対象 物品 未使用	防炎対象 物品使用 有無不明	防炎対象物品を使用		防炎対象 物品 未使用	防炎対象 物品使用 有無不明		
		防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品			防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品			防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品				
1	イ	149	105	2	38	4	80	3	63	3	20	1	121	7	
	口	3,742	2,337	190	743	472	1,264	124	1,843	511	134	11	2,910	687	
2	イ	54	15	8	23	8	17	2	28	7			42	12	
	口	417	211	23	163	20	173	14	208	22	24		353	40	
	ハ	57	43	5	9		36	2	18	1	1		56		
	二	186	91	10	70	15	50	4	118	14	6	1	160	19	
3	イ	58	27	2	24	5	28	2	24	4	1		52	5	
	口	6,013	2,413	400	2,254	946	952	133	3,971	957	170	10	4,690	1,143	
4		10,336	3,982	306	4,726	1,322	1,688	171	7,107	1,370	344	22	8,103	1,867	
5	イ	1,179	918	81	98	82	788	62	246	83	29	5	1,017	128	
6	イ	(1)	568	138	11	19	400	105	5	55	403	27	1	130	410
		(2)	96	72	3	5	16	37	3	39	17	2		78	16
		(3)	354	279	12	36	27	179	9	131	35	15	1	291	47
		(4)	3,520	2,310	121	578	511	1,170	72	1,768	510	124	9	2,764	623
	口	(1)	2,212	1,714	81	170	247	859	32	1,020	301	86	5	1,768	353
		(2)	6	4		2		1	1	4				6	
		(3)	6	6				3		3				6	
		(4)	19	15	1	2	1	9	1	7	2	3		15	1
		(5)	494	341	22	48	83	154	19	223	98	9		382	103
7	ハ	(1)	1,189	831	81	134	143	431	34	542	182	32	1	892	264
		(2)	3	2		1			1	2				3	
		(3)	1,971	1,485	103	204	179	823	92	812	244	78	19	1,574	300
		(4)	359	186	21	66	86	93	17	159	90	10	1	257	91
		(5)	1,324	796	85	225	218	371	49	664	240	26	4	1,047	247
	二	732	577	35	92	28	344	16	336	36	34	9	628	61	
9	イ	38	27	3	7	1	24	3	10	1	3		33	2	
12	口	20	9		10	1	8		10	2	2		16	2	
16	イ	21,594	7,958	1,078	9,871	2,687	4,798	450	13,624	2,722	453	25	18,267	2,849	
	口	791	240	55	391	105	80	21	584	106	7	1	434	349	
16の2		2	1		1				2				2		
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		3,260	1,145	151	746	1,218	1,035	161	885	1,179	149	12	2,133	966	
合計		60,851	28,279	2,891	20,856	8,825	15,600	1,503	34,507	9,140	1,789	138	48,231	10,592	

第8-10表 建築同意事務処理状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,708	2,145	14,853					14,853
増築	890	395	1,285					1,285
改築	8	3	11					11
移転	3	1	4					4
修繕	3		3					3
模様替		2	2					2
用途変更	36	58	94					94
その他	266	19	285					285
合計	13,914	2,623	16,537					16,537

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

令和5年3月31日現在

防火対象物の区分		該当防火対象物数			点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数			
		第1号該当		複数 権原	第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当		第2号 該当	第1号 該当		
			複数 権原			複数 権原								
1	イ	80	1	1			40	1	22		47	1	10	1
	ロ	1,125	12	15			651	9	218	3	746	9	92	3
2	イ	1		6	2		1					3		
	ロ	240	5	3	1	165			18		180		12	
	ハ			21	5		15					21		
	ニ	21	1	27	1	14	16				15	20		
3	イ	1		2			1				2	1		1
	ロ	49	24	286	45	21	123	2	3	147	203	2	2	2
4		960	70	147	4	650	78	99	4	819	95	61	3	
5	イ	147	18	173			103	87	12	12	121	93	18	8
6	イ	(1)	78	2	5		45	5	16		49	5	9	
		(2)	4		7		2	1	2	4	2	1	2	2
		(3)	93	2	25		46	11	20	6	58	13	12	5
		(4)	12	1	58	3	4	32	3	6	6	35	3	4
	ロ	(1)	22	1	60	1	15	47	2	1	19	54	2	1
		(2)												
		(3)												
		(4)	1		1			1	1			1	1	
		(5)			23			14		2		15		2
8	ハ	(1)	36		19		19	13	10	1	23	14	6	1
		(2)												
		(3)	54	2	18		41	11	9	1	41	11	4	1
		(4)			3	1		1				2		
		(5)	8	1	25		4	9	2	5	6	10	2	5
9	イ	71		13			36	7	15	2	36	7	6	1
16	イ	1,600	786	513	326	701	192	158	16	6,716	1,039	1,342	17	
16の2		5	5						1		112	1	397	3
合計		4,624	931	1,451	389	2,567	674	610	68	9,154	1,653	1,981	60	

第8-12表 令和4年度消防設備士試験実施状況

令和5年3月31日現在

消防設備士試験の区分		試験申請者数 (ア)	試験受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最終合格率 (オ)/(イ)
甲種	特類	72	59	19	32.2	-	-	19	32.2
	第1類	877	693	297	42.9	184	62.0	184	26.6
	第2類	277	250	159	63.6	75	47.2	75	30.0
	第3類	303	259	176	68.0	94	53.4	94	36.3
	第4類	1,567	1,280	641	50.1	404	63.0	404	31.6
	第5類	247	215	110	51.2	77	70.0	77	35.8
	小計	3,343	2,756	1,402	50.9	834	59.5	853	31.0
乙種	第1類	172	143	79	55.2	48	60.8	48	33.6
	第2類	43	34	23	67.6	10	43.5	10	29.4
	第3類	139	136	78	57.4	58	74.4	58	42.6
	第4類	624	495	273	55.2	152	55.7	152	30.7
	第5類	73	66	36	54.5	28	77.8	28	42.4
	第6類	1,706	1,414	927	65.6	590	63.6	590	41.7
	第7類	331	304	238	78.3	53	※ 76.8	222	73.0
	小計	3,088	2,592	1,654	63.8	939	56.8	1,108	42.7
合 計		6,431	5,348	3,056	57.1	1,773	58.0	1,961	36.7

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和4年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種					
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類
41 5 29	申請者数	181,345	93,874	810	30,352	6,553	6,694	44,680
	受験者数	156,157	79,558	726	25,169	5,639	5,634	38,271
	合格者数	61,034	28,179	126	7,541	2,470	2,080	14,400
	合格率	39.1	35.4	17.4	30.0	43.8	36.9	37.6
	免状交付数	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891
30	申請者数	3,994	1,972	41	498	166	154	978
	受験者数	3,285	1,564	38	375	145	132	769
	合格者数	1,259	466	9	109	45	57	204
	合格率	38.3	29.8	23.7	29.1	31.0	43.2	40.0
	免状交付数	1,240	462	9	111	45	53	204
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189
3	申請者数	5,422	2,716	57	726	180	248	1,305
	受験者数	4,454	2,207	53	578	144	215	1,054
	合格者数	1,781	786	21	184	54	88	384
	合格率	40.0	35.6	39.6	31.8	37.5	40.9	36.4
	免状交付数	1,694	763	21	182	53	79	374
4	申請者数	6,431	3,343	72	877	277	303	1,567
	受験者数	5,348	2,756	59	693	250	259	1,280
	合格者数	1,961	853	19	184	75	94	404
	合格率	36.7	31.0	32.2	26.6	30.0	36.3	31.6
	免状交付数	1,653	764	19	165	71	89	354
累計	申請者数	204,334	105,388	1,060	33,368	7,444	7,654	50,239
	受験者数	175,144	88,905	945	27,522	6,415	6,462	42,754
	合格者数	68,277	31,242	189	8,251	2,736	2,417	15,845
	合格率	39.0	35.1	20.0	30.0	42.7	37.4	37.1
	免状交付数	183,642	179,813	176,954	177,576	177,145	177,208	178,268
								177,117

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和4年度)

年度	区分 種別	乙 種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
41 5 29	申請者数	87,471	7,823	2,121	2,677	15,128	2,412	39,380	17,930	(一財) 消防試験 研究センター に委任
	受験者数	76,599	6,911	1,902	2,395	12,807	2,145	34,571	15,868	
	合格者数	32,855	2,181	660	716	4,494	959	14,066	9,779	
	合格率	42.9	31.6	34.7	29.9	35.1	44.7	40.7	61.6	
	免状交付数	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	
30	申請者数	2,022	146	32	40	467	49	1,058	230	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H30.5.20 H30.12.2
	受験者数	1,721	124	26	37	395	41	894	204	
	合格者数	793	40	18	17	122	14	450	132	
	合格率	46.1	32.3	69.2	45.9	30.9	34.1	50.3	64.7	
	免状交付数	778	39	17	17	126	15	435	129	
元	申請者数	2,157	143	27	43	400	54	1,267	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R1.5.19 R1.12.8
	受験者数	1,802	119	24	40	326	45	1,057	191	
	合格者数	767	48	13	16	136	24	418	112	
	合格率	42.6	40.3	54.2	40.0	41.7	53.3	39.5	58.6	
	免状交付数	725	47	14	15	124	24	393	108	
2	申請者数	1,502	85	19	22	298	36	885	157	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R2.11.15
	受験者数	1,278	70	17	21	247	32	748	143	
	合格者数	517	20	8	5	59	20	310	95	
	合格率	40.5	28.6	47.1	23.8	23.9	62.5	41.4	66.4	
	免状交付数	506	21	8	5	60	19	297	96	
3	申請者数	2,706	133	38	76	545	67	1,560	287	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R3.5.16 R3.11.28
	受験者数	2,247	101	34	70	432	56	1,303	251	
	合格者数	995	32	14	28	148	18	600	155	
	合格率	44.3	31.7	41.2	40.0	34.3	32.1	46.0	61.8	
	免状交付数	931	28	14	25	129	18	573	144	
4	申請者数	3,088	172	43	139	624	73	1,706	331	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R4.5.29, R4.11.27 R5.2.5
	受験者数	2,592	143	34	136	495	66	1,414	304	
	合格者数	1,108	48	10	58	152	28	590	222	
	合格率	42.7	33.6	29.4	42.6	30.7	42.4	41.7	73.0	
	免状交付数	889	41	7	35	120	26	480	180	
累計	申請者数	98,946	8,502	2,280	2,997	17,462	2,691	45,856	19,158	
	受験者数	86,239	7,468	2,037	2,699	14,702	2,385	39,987	16,961	
	合格者数	37,035	2,369	723	840	5,111	1,063	16,434	10,495	
	合格率	42.9	31.7	35.5	31.1	34.8	44.6	41.1	61.9	
	免状交付数	180,720	177,067	176,951	176,988	177,450	176,993	179,069	177,548	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年 度	区分	講習実施区分					
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和4年度

年 度	区分	講習実施区分				
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	計
9 24	受講申請者数	150	15,683	23,982	16,201	56,016
	受講者数	147	15,360	23,508	15,982	54,997
	欠席者数	3	323	474	219	1,019
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181	3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161	3,479
	欠席者数	1	7	15	20	43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060	3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045	3,240
	欠席者数	1	14	30	15	60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232	3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218	3,700
	欠席者数	0	17	21	14	52
2	受講申請者数	45	894	1,445	1,150	3,534
	受講者数	45	879	1,427	1,136	3,487
	欠席者数	0	15	18	14	47
3	受講申請者数	39	828	1,480	1,121	3,468
	受講者数	39	803	1,433	1,091	3,366
	欠席者数	0	25	47	30	102
4	受講申請者数	56	839	1,430	1,196	3,521
	受講者数	56	824	1,410	1,165	3,455
	欠席者数	0	15	20	31	66
累 計	受講申請者数	568	24,595	38,453	27,627	91,243
	受講者数	558	24,117	37,728	27,233	89,636
	欠席者数	10	478	725	394	1,607

